

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和8年6月5日開催

熊 本 県 南 小 国 町

令和 8 年度南小国町農業委員会 6 月総会

開催日時 令和 8 年 6 月 5 日（金）午前 1 0 時から午前 1 0 時 2 0 分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員（2 番委員、4 番委員）

日程

1. 議案第 9 号 農地法第 3 条（委員会）
2. 議案第 1 0 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
（所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）

出席委員（6 名）

1 番 藤 堂 伸 二 委員	2 番 北 里 昌 嗣 委員
3 番 河 津 篤 委員	4 番 穴 井 堅 委員
6 番 河 津 博 文 委員	8 番 井 野 みゆき 委員

欠席委員（2 名）

5 番 日 野 米 藏 委員
7 番 甲 斐 義 隆 委員

職務のため議場に出席した事務局職員（3 名）

事 務 局 長	穴 井 康 治
農林課審議員	麻 生 孝 哉
事 務 局	河 野 胡 桃

○会長

おはようございます。お忙しい中ご出席ありがとうございます。
ただ今から令和8年6月の農業委員会定例総会を開会いたします。
本日は5番委員、7番委員から欠席の連絡がっております。
委員6名の出席で定足数に達していますので、総会は成立します。
本日の会議録署名委員の方は、2番北里委員、4番穴井委員にお願いいたします。

議案第9号 農地法第3条（委員会）

○事務局長

それでは、議案第9号 農地法第3条について事務局から説明をお願いいたします。
はい。それでは議案の1ページ目をお願いいたします。

【議案第9号 農地法第3条（委員会）について詳細に説明】

（申請番号）08-7（権利）所有権移転（所在）〇〇〇〇〇〇〇〇番地。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）5,765㎡。計、田1筆5,765㎡です。（譲渡人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（譲受人）同じく大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（申請事由）譲渡人規模縮小及び譲受人規模拡大のためでございます。

この案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われます。

参考資料といたしまして、次のページに関係位置図。それから本日お配りしております3条の現地確認写真をご覧くださいと思います。

続きまして、本日お配りしております農地法第3条関係許可審議票につきまして説明いたします。当日配布資料をご覧ください。

【農地法第3条関係許可審議票について詳細に説明】

以上でございます。

ありがとうございました。

○会長

それでは地元担当委員が私ですが実際、地元の推進委員の〇〇委員がいらっしゃいますので〇〇推進委員から説明をお願いします。

〇〇〇推進
委員

はい。それでは説明を申し上げます。その前にですね、農と書いてあるのは農振地にまだ入っているということですか。前々担当の〇〇の時にここは確か農振地を外していると思うんですけど。そういう役場独自の農振地を外すという動きがあったんですね。その時にもう既に農振地を外してくれと申請は出されていたんですよ。それで追加はちょっと認めないけれどもここは既に希望が出ていますので、農振地を外します、という〇〇の説明だったんですけど。

そこをちょっと確認していただきたいんですけど。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。分かりました。おそらく〇〇の時であれば全体見直しを前回した時のお話になると思います。ただ外すといっても県の同意が得られない場合は外せません。ですので、中身を確認させていただきたいと思いますので農振につきましては今から確認してみますので、後ほど回答させていただきます。

〇〇〇推進
委員

私の方には外しましたという話はあったんですが。その時に。で、一応本人の方にもそういう通達は致しますと。で、私からも直接本人には一応外れたということで報告はしたんですけど、その確認はちょっとお願いしたいんですが。

それでは説明に入りたいと思いますけれども、ご存じのように〇〇さんといえば〇〇の〇〇として今現在活躍されております。年齢もちょっと高齢になりまして、ちょっと厳しいかなという話もしたんですけども、非常に気持ち的には意欲もまだまだほかの地域の人よりか、将来にわたって地域のことを考えているということで、私もまだ見習わなければいかんところもあるんです。

それでご存じの方もおるかと思いますが、〇〇地区の上の方といたら、ほとんど耕作放棄地なんですね。その中で〇〇〇〇さん、6反ほど所有されているんですけどもほとんど放棄地なんですね。耕作放棄地で。ここ10年来くらい作っていないくて、ちょっと荒地になっているんですけども、将来子供とかそういった時代になって、地域がだんだんそういう風になっていくということに対する憂いがあるって、何とか利用したらいいんじゃないかということで先般相談がありまして、気持ち的にはまだ十分やる気がありますので、当面は柚子かなんかの果樹を植えて利用したらというようなことで考えておるようです。将来的には周辺の耕作放棄地も含めて、ちょっと話が飛躍しますけれども、観光的にも利用できたらというような希望も持っているようで、中々やる気のある人が少ない中で、高齢にもかかわらずそういった気持ちがあるということは非常に大事なことで。地域にとっても非常に価値のある考え方じゃないかと、そういうふうに思っております。

私としては何ら問題はないというふうに考えておりますけれども、皆さんのご審議をお願いしたいと思います。

〇会長

はい。ありがとうございます。ただ今の農地法第3条について、皆さんからご意見等がありましたらお願いします。

(1番委員手をあげる)

はい。1番藤堂委員からお願いします。

〇1番委員

はい。すみません。今ご説明のありました〇〇さんの件ですけれども、今回申請人の方はご主人というか〇〇さんということで、たしか3月だったと思うんですけど、同じく〇〇さんところで3月にですね新たに土地を取得した時には奥さんの名前で申請が上がっていたんですけども、これ旦那さんで上がったか奥さんで上がったかは何か基準の違いがあるんですか。

〇会長

事務局から説明をお願いします。

〇事務局長

はい。特に定めと言うかですね、決まりはございません。ご家族での同じ世帯内の所有の仕方というのは、こちらから指導等はできないというかですね、ご家庭での考えで取得はできます。少し補足にはなりますが、藤堂委員がおっしゃったように3月に奥様の方で農地を取得されております。農地に併せまして空き家がございまして、そちらも購入されております。そちらの方で自然農園とかを含めたところはかなり計画をされているようです。つい先日になりますが、まちづくり課の方で夢チャレンジ

補助金というのがございますが、奥様がそちらの方にも申請されまして空き家の方を改修。そして民泊をしながらレストランというか自然農法で行った野菜等を提供していきたいというお話をされていらっしゃいました。ですので、今回のところも果樹等を植えられてそういったふうに活用をご家族で考えられていらっしゃるのかな、と感じたところでございます。

以上です。

○会長

（１番委員手をあげる）

１番藤堂委員お願いします。

○１番委員

今日のやつもそうですけど、この当日配布資料の中の農作業歴とか、申請者 15 年、従事者 1 年となっておりますけれども、3 月の時の資料ではですね奥さんの方で申請されましたんで申請者 1 年。で、従事者というのが多分ご主人のことと思うんですけど、20 年とか、3 月の時と今回とでそこらあたりの年数とか年間の従事日数とか微妙に日にちが違うんですけど、これは別にあまり関係ないっていうか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。私たちもそこは思ったところなんですけど、本人さんたちの申請書。書いていただく部分を違えますとはこちらとも言えない部分もございまして、本人さんたちが書いていただいたのをそのまま記載しております。前は奥様が記入をしていただいて、今回は〇〇〇〇さんの方に記入をいただいた関係で、本人たちの年数の差は出るかと思います。

以上です。

○１番委員

はい。分かりました。

○会長

他に何か皆さんからご意見等がありましたらお願いします。

（事務局手をあげる）

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

先ほどの農振農用地の関係でございます。

最終的にはこの冊子に地番が載っているか載っていないかで、農振農用地に入っているか入っていないかですが、先ほどの〇〇〇〇番、こちらはやはり記載されておりますのでまだ農振農用地ということになっております。ですので、前々担当に後で確認をさせていただきたいと思います。現段階では農振農用地に入っております。

以上です。

○村上推進
委員

はい。

○会長

他に何か皆さんからご意見等ございませんか。

よろしいですか。

（はい。という声あり）

それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございました。

○事務局長

決定について（所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）

はい。それでは議案の３ページ目をお願いいたします。

続きまして、(申請番号) 08-37 (所在) 等につきましては 08-36 と同様です。(利用権) は賃貸借権です。(貸付人) 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番地 1。(公財) 熊本県農業公社。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的) は水稲です。(借賃) につきましては全筆で 180kg です。(期間) につきまして令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日。新規設定でございます。

(申請番号) 08-38(所在) ○○○○○○○○○○番地。(登記地目・現況地目)共に田。(面積) 3,543 m²。合計、田 1 筆 3,543 m²です。(利用権)は賃貸借権です。(貸付人)熊本県○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。○○○○氏相続人代表 ○○○○氏。(借賃)につきましては全筆で 10,000 円です。(期間)につきまして令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日。新規設定でございます。

続きまして（申請番号）08-39（所在）等につきましては 08-38 と同様です。（利用権）は賃貸借権です。（貸付人）熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番地 1。（公財）熊本県農業公社。（借受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。（利用目的）は水稲です。（借賃）につきましては全筆で 10,000 円。（期間）につきましては令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日まで。新規設定でございます。

○会長

ありがとうございました。

ありませんか。

(はい。という声あり)

それでは採決に移ります。賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。

それでは全員賛成ですので当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

以上で6月の総会をここで終了いたします。

令和8年6月5日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 2 番委員

署 名 委 員 4 番委員

会 議 録 調 整 者 穴 井 康 治
本 誌 表 紙 共 枚